

地元企業プロモーションチャレンジ業務委託 募集要領

1 目的

本事業は、市内の高等学校に通う高校生が地元企業の魅力、技術及び製品を紹介する動画を制作するものであり、高校生のサポート役として、動画制作に携わるフリーランスを掘り起こし協力を図る。なお、制作した動画を幅広い世代に視聴してもらうことで、地元企業の存在や魅力を認識し、就職先の選択肢を提案するとともに、企業にとっても広報活動の支援につながることを目的とする。

2 委託業務概要

- (1) 業 務 名 地元企業プロモーションチャレンジ業務委託
- (2) 業 務 内 容 別紙「地元企業プロモーションチャレンジ業務委託」仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 間 契約締結日から令和7年12月26日(金)まで
- (4) 受 託 業 者 3者
- (5) 業務の予算規模 330,000円/者(消費税及び地方消費税を含む。)

3 事業スケジュール・事務手順

- (1) 募集開始 令和7年5月19日(月)
- (2) 参加表明書・企画提案必要書類 提出期限 6月13日(金)17時
- (3) 選定委員会(審査) 6月中旬
- (4) 審査結果通知 6月下旬
- (5) 契約締結 7月上旬
- (6) 業務完了(履行期限) 令和7年12月26日(金)

※日程については、発注者の都合で変更する場合がある。

4 受託業者の選定方法

公募によりフリーランスを募集し、事業に関する提案を受け、総合的な見地から判断して受託候補者を選考し、審査基準(後述)に基づき、提出書類の審査により行う。

5 業者の選定

地元企業プロモーションチャレンジ業務委託選定委員会開催要領(以下「選定委員会」という。)において要件を定め選定する。

6 参加資格要件

- (1) 令和7、8年度鹿屋市物品調達等入札参加資格を有していること。
- (2) 動画制作に携わり、市内で定期的に活動するフリーランスであること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む)の規定に該当しないこと。
- (4) 鹿屋市税等の滞納がないこと。
- (5) 鹿屋市及び他の自治体において指名停止期間中でないこと。
- (6) 特定の政治活動若しくは宗教活動を目的とした者でないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく届出を要する事業を営む者でないこと。
- (8) 鹿屋市暴力団排除条例(平成24年鹿屋市条例第19条)に規定する暴力団若しくは暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (9) 委託業務の実施に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な能力を有していること。

7 募集方法

業務委託の実施についての公表を市ホームページで行い、参加表明書及び仕様書等説明資料の配布を合わせて行う。

8 応募方法

(1) 参加受付及び企画提案書の提出

① 受付期間

令和7年5月19日（月）～令和7年6月13日（金）17時

② 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

フリーランスの概要のわかる資料（任意様式）を添付して提出すること。

※フリーランス概要必須項目

フリーランス名（屋号）、事務所所在地、業務内容、連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス）

イ 提案書（様式2）

ウ 企画提案書（任意様式）

- ・ 本業務の目的や仕様書の内容を考慮した上で、参加する高校生に対しての動画制作に係るノウハウの教授方法、取材や撮影の補助方法、PR動画を幅広い世代の多くの方に視聴してもらうための効果的な発信及び拡散方法等を具体的に記載するほか必要に応じて根拠となる資料を添付すること。
- ・ 仕様書に定めのない内容であっても、本事業の充実・促進に資すると判断できる追加提案があれば積極的に提案すること。

エ 見積書

仕様書を踏まえた積算内訳（消費税込）を記載

オ 業務実績が分かる資料（任意様式）

※ 応募書類の規格は日本産業規格A4版サイズを基本とする（資料については日本産業規格A3版の折込も可とする。）。また、企画提案書については、表紙含む10ページ以内とする。

③ 提出場所 鹿屋市農林商工部商工振興課雇用推進係

〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号

電話 0994-31-1164 / FAX 0994-40-8688

④ 提出方法 持参又は郵送（提出期限17時必着）

(2) 質問・問合せ

企画提案等に関する質問・問合せは、電子メール（syoukou@city.kanoya.lg.jp）にて行うこととする。（様式3）

回答は、質問者に電子メールにて回答する。

※ 電子メールの件名は「質問書の送付（地元企業プロモーションチャレンジ）」とすること。

※ 電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係のない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合等、回答しないこともある。

(3) その他

① 企画提案書は、1者につき1案に限る。

② 提出期限までに提出されなかった提出書類は、いかなる理由をもっても受理しない。

③ 提出期限以降の書類は返却しないこととし、差し替え及び再提出も認めない。

④ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、すべて提出者の負担とする。

⑤ 受託業者決定後は市と十分に協議しながら事業内容を決定することとし、企画の一部を修正又は変更する場合がある。

⑥ 必要により、追加資料提出の要請やヒアリング等を実施することがある。

- ⑦ 提出された書類は、本業務の受託業者を選定する目的以外に提出者に無断で使用はしない。
- ⑧ 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲内において、複製を作成することがある。
- ⑨ 選定した提案内容については、行政機関が取得した文書について開示請求があった場合は、当該受託業者等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

9 審査方法及び審査項目

(1) 選定委員会の開催

- ① 期 日 令和7年6月中旬
- ② 選定方法 審査基準に基づき、提出書類により行う。
※ 企画提案のプレゼンテーションは実施しない。なお、審査に際し、内容等で確認を要する事項がある場合には、企画内容について問合せを行う。
- ③ 委員構成 委員3名（うち委員長1名）※委員長
(商工振興課長※、商工振興課長補佐、商工振興課雇用推進係長)

(2) 審査項目

審査項目	全体に占める割合	評価基準
1 業務の実績、実施体制	25 / 100	別紙参照
2 業務内容	60 / 100	
3 独自の提案	10 / 100	
4 経済性	5 / 100	

10 受託業者の特定

審査の結果、総合点数において最も高い評価点数を得た上位3者について受託業者としての適否について協議を行い、適当と認められた者を受託業者として特定する。ただし、審査の段階で、審査合計点数が基準点（6割以上の得点）に満たない場合は、選定しない。

同点者が複数ある場合は選定委員会において協議し特定する。なお、参加者が3者未満の場合でもこの方法により特定する。

11 選定結果

選定結果については、速やかに全参加事業者へ文書にて通知する。なお、選定結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

12 契約の締結

審査結果により受託業者として特定された3者と協議を行い、契約を締結する。
ただし、契約締結が不調の場合、順位付けした上位の者から順に契約締結の協議を行う。

13 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 契約履行が困難と認められる状態に至った場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく審議に反する行為等、選定委員会が失格であると認めた場合

14 事務局

事務局は、鹿屋市農林商工部商工振興課に置く。

別紙 評価項目及び評価基準等

評価項目		評価基準	評価点数の配分	
大項目	小項目		配点	合計
1 業務の実績、 実施体制	(1)類似業務等の実績	過去の同種業務の実績等を有しており、事業を効果的に実施するノウハウ、経験等を有しているか。	10	25
	(2)専門知識及び運営体制	受託候補者の専門知識や業務の運営体制が整っており、事業の適切な進行管理が見込まれるか。	15	
2 業務内容	(1) 提案内容の有効性及び実現性	仕様書記載の業務内容について、具体的かつ特徴的な提案がなされているか。	15	60
		事業を効果的かつ効率的に実施するための提案がなされており、また、実現性が高い提案となっているか。	15	
	(2)地元企業の魅力発信・人材確保	地元企業PR動画を幅広い世代の多くの方に視聴してもらうための発信及び拡散手法等について、具体的かつ効果的な提案がなされているか。	15	
	(3) 高校生のサポート	高校生のサポートに関して、事業の趣旨に沿った効果的な提案となっているか。	15	
3 独自の提案	(1) 経験やノウハウ等に基づく独自の提案	これまでの経験やノウハウ等に基づく特徴ある独自提案で、本事業に資する優れた内容であるか。	10	100
4 経済性	(1) 提案金額	要求水準を満たすとともにコスト削減が図られているか。	5	